

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づき請求のあった沼津駅鉄道高架事業の是非を問う住民投票条例の制定請求について、同条第3項の規定により議会に付議したので、同項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第2項の規定に基づき、その審議結果を次のとおり公表する。

平成31年2月5日

沼津市長 頼 重 秀 一

1 会議の別

平成31年1月 第4回臨時会

2 議決年月日

平成31年2月5日

3 議案名

議第1号 沼津駅鉄道高架事業の是非を問う住民投票条例の制定について

4 議決結果

否決